

鈴鹿市と皇學館大学との連携協力に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と皇學館大学（以下「乙」という。）は、「途切れのない支援」の推進のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の資源を活用した連携を強化し、子育て支援の充実及び教育・保育環境の向上による途切れのない支援並びに相互の発展に資することを目的とする。

（協定内容）

第2条 甲及び乙は、次の事項について、相互に連携・協力するものとする。

（1）学校教育活動・保育活動等における支援に関するこ

- ・児童生徒の学習意欲の向上
- ・一人ひとりの子どもが輝く魅力ある学校・学級づくり
- ・子どもが元気に育つための家庭支援
- ・保育士及び教職員の資質向上
- ・児童生徒の心理的ケア
- ・保育士及び教職員の心理的ケア
- ・教育ボランティアの受入
- ・教育実習・保育実習の連携

（2）インターンシップ等就業体験等を通じた人材育成に関するこ

（3）学生の就職に関する情報提供

（4）前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要と認められること

（連携窓口）

第3条 本協定の目的が効果的に達成されるよう、相互に連携窓口を定め、必要な協議を行うものとする。

（経費）

第4条 第2条に定める項目の実施に要する経費負担に関しては、甲と乙の協議により決定する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の30日前までに甲又は乙のいずれからも何らかの申し出がない場合は、同一内容で更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し、疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成28年 8月10日

鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

市長

末松則子



伊勢市神田久志本町1704番地

皇學館大学

学長

清水潔

